

西脇市戸籍情報システム標準化対応業務委託 質問書回答

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	仕様書 1ページ 1 目的	「国が定めた標準仕様書に準拠した戸籍情報システムの調達に際し」とあり、標準仕様書への準拠を意図した記載かと存じますが、国が定める標準仕様書には、実装必須機能に加えて、一部ベンダー側の判断に委ねられている任意機能がございます。国の方針の通り、任意機能については、各ベンダーのパッケージの開発方針に基づいたご提供となります点は、問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、任意機能については、企画提案書及びプレゼンテーションでご提案ください。
2	仕様書 2～3ページ 6-(1)-イ データ移行作業条件(ア)	移行データの提供形式については、現行システムの仕様を前提とし、現行システム事業者が指定する形式での提供となる認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 3ページ 6-(1)-イ データ移行作業条件(イ)	中間ファイルの仕様については、「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準について(令和8年3月26日付法務省民一第 585号通達)」及び国が定めた「戸籍情報システム標準仕様書」に基づくファイル仕様とすること。」と記載がございましたが、その通りの仕様で中間ファイルをいただけたと考えてよろしいでしょうか。	現行システムのベンダーと再度調整した結果、以下のとおり仕様書を修正します。 中間ファイルの仕様については、2024年7月時点の「法務省民二第7002号民事局長通達」及び国が定めた「戸籍情報システム標準仕様書」に基づくフォーマットとする。
4	仕様書 5ページ 7-(1)-イ-(イ) 戸籍システムに関する基本要件	「次の標準仕様書に準拠したノンカスタマイズパッケージシステムを導入すること。また、稼働日までの機能実装が困難な場合においても、稼働年度中の機能実装を想定し、当該仕様書に対するための改修費用をシステム導入費に含むこと」とありますが、国の標準化事業においては、「円滑安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了されることを前提に、一部の機能について、移行後の実装等を可能にする経過措置」がございます。また、当該経過措置は「令和10(2028)年度末まで」という期限が設定されている点は、周知の事実かと存じます。対応費用については、今回の調達範囲に含めて回答いたしますので、貴市における他業務と同様、国が示す「経過措置」の考え方にに基づき、「令和10(2028)年度末まで《対応版数は文末に表記》」の機能実装で問題ございませんでしょうか。 なお、弊社がご提案するパッケージのリリースは「令和8(2026)年度中」となりますが、お客様からの早期移行実現の要望にお応えするため、一部機能未実装の状態でリリースし、経過措置期限である「令和10(2028)年度末まで」に必須機能を追加で実装する計画です。ただし、国の運営ルール上、特定移行支援システムの位置づけになる場合は、経過措置の対象外となります。これに従い、今回ご提案するパッケージは、現時点で経過措置の対象外となりますが、令和10(2028)年度末までの必須機能実装を条件に、一部機能は未実装のパッケージでプロポーザルに参加することを許容いただけますでしょうか。 本件は、国の運営ルールに準じた位置づけの違いにより、機能実装時期が異なる点と、調達条件の公平性の観点を懸念し、質問した次第です。もし必要であれば、提案書の提出時に「標準仕様書との機能対応一覧」を提示いたします。 要件 ■対応版数 ・2024年8月31日に公開された戸籍情報システム標準仕様書【第4.0版】 ※第5.0版の一部機能は取り込みますが、残りはエンハンスでの対応となります。 ・2026年3月25日に公開された戸籍附票システム標準仕様書【第3.1版】 ・2025年8月29日に公開された人口動態調査事務システム標準仕様書【第3.0版】 ・2026年1月30日に公開された火葬等許可事務システム標準仕様書【第3.0版】	本プロポーザルは標準化対応を目的とした調達のため、稼働年度中(令和9年度中)にすべての機能を実装していただくことが条件となりますが、本市との委託契約時に、御社のご提案されるパッケージが経過措置の対象となる場合には、プロポーザルにご参加ください。

西脇市戸籍情報システム標準化対応業務委託 質問書回答

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
5	仕様書 5ページ 7-(1)-イ-(イ) 戸籍システムに関する基本要件	「次の標準仕様書に準拠したノンカスタマイズパッケージシステムを導入すること。また、稼働日までの機能実装が困難な場合においても、稼働年度中の機能実装を想定し、当該仕様書に対するための改修費用をシステム導入費に含むこと」とありますが、仕様書が改版された場合、記載された版数から機能が削除されるケースも想定されます。そのため、実装のタイミングによっては、仕様書が改版された場合には、旧版数の機能実装は行わない可能性がございます。国における今後の標準仕様書の改版内容(要件)が決定していない現時点において、必要機能の想定は困難であり、かつベンダー側の想定で対応可否や費用計上を判断することも困難なため、各ベンダーにより積算範囲に乖離が出てしまうのではないかと考えております。 当該状況を踏まえ、弊社は、仕様書の改版対応や法改正案件については補助金の活用を前提に別途契約をさせていただくと共に、その他の要件変更については、仕様が確定した時点で保守サービス内で対応可能かどうかを検討させていただき、対応を協議させていただく方針ですが、よろしいでしょうか。なお、構築プロジェクト期間内においても、改版の正式通知が発出された時点で、貴市と速やかに対応時期・費用等の協議をさせていただく所存です。 本件は、積算範囲の考え方に乖離が出る点と、調達条件の公平性の観点を懸念し、質問した次第です。	前述のとおり、今回の標準化については、現時点での国の仕様書に記載の機能実装が条件となります。したがってその範囲における費用を積算してください。 なお、本システム構築後に発生する法改正対応については、補助金の有無なども含め、対応時期及び費用等を個別協議します。
6	仕様書 7ページ 7-(2)-ウ クラウド環境	「暫定的にガバメントクラウド以外のクラウド環境での利用も認める」とありますが、将来的にガバメントクラウドにリフトする可能性がある場合は、その環境の整備や利用等にかかる費用および将来的なガバメントクラウドへのリフトに係る費用についても、今回の事業費(見積限度額)に含めて提案をする必要がありますでしょうか。本件は、暫定的な措置に対して、将来的に追加費用がかかる場合は、予めその内容をご確認いただいた方が、西脇市様と事業者の間で認識の齟齬の発生を防止することができるのではないか、という意図で質問をした次第です。	現時点で導入後60か月以内にガバメントクラウド環境に移行することが決定している場合は、事業費にリフト費用を含めてご提案ください。この場合、移行時期と移行後のガバメントクラウド利用料の提示もお願いします。
7	実施要領 1ページ 2-(4)提案上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)	「33,000千円」とございますが、これは、見積書(様式第2号)のうち、「戸籍情報システム更新に伴う費用(補助対象経費)A」と「戸籍情報システム更新に伴う費用(補助対象外経費)B」に消費税及び地方消費税相当額を加えた、構築費用合計の「総合計」のことを指しており、「(参考)戸籍情報システム(運用費用)1か月分」は含まないという想定でよろしいでしょうか。 なお、「(参考)戸籍情報システム(運用費用)1か月分」については、「別紙:企画提案書記載要領及び評価基準」の「4 事業費 20点」において、60か月分が評価対象になることは想定しております。本件は、提案上限額、見積限度額、事業費、構築費用、運用費用など、価格に関する語句の位置づけを整理し、貴市の想定やご予算に見合った提案をしたい、という意図で質問した次第です。	お見込みのとおりです。
8	実施要領 【様式第2号】見積書 1ページ※1	「※1 クラウドサービス利用に伴う費用とは、クラウドサービスの利用料、市庁舎とクラウドサービス間の接続サービス(接続回線)の利用料及び市庁舎とクラウドサービスとの接続を行うために必要な現状調査及び設定作業費を含む。市庁舎とクラウドサービスとの接続を行うために必要な機器調達については、補助対象外経費に含めること。」とありますが、ハードウェアは、補助対象外経費として記載すればよろしいでしょうか。また、構築期間中のガバメントクラウド利用料は補助対象経費であり、ガバメントクラウド以外のクラウドサービスの利用料は、補助対象外経費という認識でよろしいでしょうか。 本件は、貴市ご指定の見積書の記載にあたって、補助金対象経費と補助金対象外経費の整理が必要になることから、質問をした次第です。	見積書に記載する費用について、ハードウェアは補助対象外経費、構築期間中のガバメントクラウド利用料は補助対象経費とします。 また、ガバメントクラウド以外のクラウドサービスの利用料については、戸籍情報システム運用費用に記載してください。

西脇市戸籍情報システム標準化対応業務委託 質問書回答

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
9	実施要領 【様式第2号】見積書 1ページ※1	「※1 ガバメントクラウドを提案する場合は、接続サービスと接続回線及び市庁舎とクラウドサービスとの接続を行うための設定作業等は不要であり、戸籍システム利用に係るガバメントクラウド利用料のみを記入すること。」とありますが、ガバメントクラウド利用料は、デジ庁とクラウドベンダーとのご契約となり、一部が按分されて貴市に請求がなされる仕組みであることから、システム導入ベンダーである弊社が貴市に対して、正確な費用を提示することは大変難しい状況です。また、カリキュレーターの参考値をドル建てで提示することは可能ですが、その場合も実際の請求額とは大きく異なるケースがあり、ガバメントクラウド以外のクラウドサービスを利用する場合と、カリキュレーターの参考値を並列で比較することは、公平性に欠けてしまう恐れがございます。そこで、※1の項目は、見積書に記載するのではなく、提案書等にかリキュレーターの参考値をドル建てで記載する方式に見直していただくことは叶いますでしょうか。 本件は、調達条件の公平性の観点を懸念し、質問した次第です。	あくまで市の費用負担の総額がおおよそどの程度になるのかを把握するための参考ですので、ガバメントクラウド料についても見積書に記載してください。
10	実施要領 【様式第2号】見積書 1ページ項番10	「戸籍情報システムクラウドサービス利用料」とありますが、ガバメントクラウドを提案する場合、この欄には、ガバメントクラウド利用料の記載が必要でしょうか。その場合、No.9の質問と同様に、ガバメントクラウド利用料は、デジ庁とクラウドベンダーとのご契約となり、一部が按分されて貴市に請求がなされる仕組みであることから、導入ベンダーである弊社が貴市に対して、正確な費用を提示することは大変難しい状況です。また、カリキュレーターの参考値をドル建てで提示することは可能ですが、その場合も実際の請求額とは大きく異なるケースがあり、ガバメントクラウド以外のクラウドサービスを利用する場合と、カリキュレーターの参考値を並列で比較することは、公平性に欠けてしまう恐れがございます。そこで、※1の項目は、見積書に記載するのではなく、提案書等にかリキュレーターの参考値をドル建てで記載する方式に見直していただくことは叶いますでしょうか。 本件も、調達条件の公平性の観点を懸念し、質問した次第です。	前述と同じく、あくまでも参考ですので、見積書に記載してください。
11	実施要領 3ページ 8審査(2) 審査	プレゼンテーションの現地参加人数の上限は何名でしょうか。	参加人数は最大5名とします。
12	実施要領 3ページ 8審査(2) 審査	プレゼンテーション時に企画提案書の抜粋資料を用いて説明することは可能でしょうか。	可能です。
13	実施要領 別紙:企画提案書記載要領及び評価基準 6ページ 4事業費	5年保守利用料には、ガバメントクラウド利用料が含まれる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書 3ページ 6データ移行作業 (1)データ移行作業仕様 イ データ移行作業条件(ア)	提案事業者が提示するスケジュールに沿って、既存事業者からのデータ移行がされるよう貴市にて調整いただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

西脇市戸籍情報システム標準化対応業務委託 質問書回答

No.	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
15	仕様書 4ページ 7システム構築 (1)戸籍システムソフトウェアの構成	関連会社や協力会社が開発した戸籍システムを提案することは可能でしょうか。	可能です。
16	仕様書 8ページ 8運用サポート (1)システム稼働後の運用支援 ア 基本要件	品質管理や責任範囲の明確化の観点から、サポートセンター業務の再委託は不可の認識でよろしいでしょうか。	業務の再委託については、事前に市の承認を得た場合には可能とします。
17	仕様書 9ページ 8運用サポート (1)システム稼働後の運用支援 ア 基本要件 (力)	災害時の業務継続性を担保するための具体的な仕組みについて、どのような内容を想定されていますでしょうか。	災害時の業務継続性を担保する仕組みについては、関西エリアだけでなく関東エリア等に複数の拠点を設置し、電話問合せに対応できることなどを想定しています。
18	仕様書 10ページ 10留意事項(1)	コンビニ交付サービスは戸籍システムと同年度中の稼働を予定しておりますでしょうか。	標準化に合わせたコンビニ交付サービスの導入を検討中ですが、予算の都合により現時点では未定となっています。
19	仕様書 10ページ 10留意事項(1)	コンビニ交付サービスは、関連会社や協力会社が開発したシステムを提案することは可能でしょうか。	可能です。